

日医発第 329 号（保 69）  
平成 21 年 7 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 21 年 6 月 26 日付保医発第 0626001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知があり、平成 21 年 6 月 27 日から適用となりました。

今回の通知により、平成 21 年 5 月 29 日付保医発第 0529001 号（平成 21 年 6 月 10 日付日医発第 235 号（保 52）でご連絡済み）にて改正された「D007」血液化学検査の「22」シアル化糖鎖抗原 KL-6 の測定方法（ラテックス凝集比濁法）に関する取扱いが一部変更されております。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平 21. 6. 26 保医発第 0626001 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 検査料の点数の取扱いの一部変更について（日本医師会保険医療課）



保医発第0626001号  
平成21年6月26日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年6月27日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(23)中「ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。」を削除する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D007 血液化学検査</p> <p>(I)～(III) (略)</p> <p>(II) 「22」のシアル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA(SP-A)及び「24」のサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。</p> <p>(II)～(III) (略)</p>	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(I)～(III) (略)</p> <p>(II) 「22」のシアル化糖鎖抗原KL-6、「23」のサーファクタントプロテインA(SP-A)及び「24」のサーファクタントプロテインD(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA(SP-A)及びサーファクタントプロテインD(SP-D)は、EIA法による。<u>ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。</u></p> <p>(II)～(III) (略)</p>

## ■ 検査料の点数の取扱いの一部変更について

平成21年6月26日 保医発第0626001号（平成21年6月26日適用）

<p>1. シアル化糖鎖抗原KL-6 (ラテックス凝集比濁法)</p>	<p>D007 血液化学検査の22</p>	<p>120点</p>
<p>平成20年3月5日保医発第0305001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D007血液化学検査」の(23)を右のように改める。</p>	<p>D007 血液化学検査 (1)～(22) (略) (23) 「22」のシアル化糖鎖抗原KL-6, 「23」のサーファクタントプロテインA (SP-A) 及び「24」のサーファクタントプロテインD (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテインA (SP-A) 及びサーファクタントプロテインD (SP-D) は、EIA法による。<del>ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。</del> (24)～(49) (略)</p> <p>※ 二重取消線部を削除</p>	

(日本医師会保険医療課)